

日本馬術連盟競技会規程の主な変更点

第1編 競技会規則

- 外国籍選手の国内競技会出場をより円滑にするため、所属 NF からのゲストライセンスの提出により、日本馬術連盟経由で情報管理を行なえることとした。
- 消費増税に伴う、一部手数料の改定

第2編 障害馬術競技

- FEI 規程第 25 版改定に伴い、国内規程への適用。
 - 保護用ヘッドギア着用の厳格化（第 256 条 1.4）
 - トップスコア競技において、フィニッシュラインを通過しない場合は、その選手は失権となる。（第 270 条 6）

第3編 馬場馬術競技

- FEI 規程第 25 版改定に伴う国内規程への適用。

- イヤーネット表現の変更
- 敬礼時の脱帽の任意化
- 減点項目の追加
- 馬の出血時の対応変更
- 許可された銜の追加

- 運動課目の軽微な改定（運動項目の区切りの変更）

- （別表 1）馬場馬術課目一覧表の整理

第5編 総合馬術競技

- FEI 規程は第 24 版が施行されているが、JEF 規程は第 23 版をベースに第 24 版の変更点を採用する。
 - 拍車着用の任意化
 - 馬の転倒・落馬の取り扱いを馬場馬術に合わせる

第6編 エンデュランス競技

- 第 8 編へ移動。

第7編 総合馬術およびエンデュランスの公認競技会

- 総合馬術競技及びエンデュランス競技に関する公認競技会第 1 版として後半に移動

第8編 エンデュランス競技

- FEI 規程の条文番号や内容を国内規程に適用することとした。

第9編 年間獲得ポイント

- 現行第 8 編より、第 9 編に移動
 - 馬場馬術競技のポイント集計方法の変更（全日本を加算しない）

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程

- カテゴリー★★★★導入による条文の整理
- 消費増税に伴う、公認申請料等の改定
- 競技会役員（審判員、コースデザイナー、スチュワード）の資格条件を表にし、審判員規程およびコースデザイナー規程に反映

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程

- 消費増税に伴う、公認申請料等の改定
- 審査事項の整理
- 各クラスの認定種目の整理（自由演技をそれぞれのクラスに振り分け）
- ポイント集計方法の変更（自由演技を1つ含める）

総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会 第1版

- 第7編より移動、公認競技会規程として独立させ、障害馬術・馬場馬術と表現を統一。

ナショナルチームおよびプログレスチーム規程

- 馬場馬術のプログレスチーム認定基準の変更

日本馬術連盟審判員規程

- 取得要件と活動範囲の変更

日本馬術連盟指導者規程

- 資格名称変更（準コーチ→日馬連認定指導員）
- 日本体協公認指導者資格（コーチ、指導員）の詳細を記載

国民体育大会馬術競技規程

- 第69回長崎国体にあわせて、規程を改定。

➢県馬連の事務作業軽減化を目的に、ブロック大会のエントリーを（公財）日本体育協会のシステムに一本化とした（第2条）。
➢一部競技規程を変更（第15条トップスコア競技、第16条団体障害飛越競技）